



屋外焼却行為（野焼き）で周りに迷惑をかけていませんか？

神奈川県生活環境の保全等に関する条例及び施行規則では、原則として屋外での焼却行為が禁止されています。（一部例外は除く）

例外：①規則で定める焼却施設を用いる焼却。（条例施行規則第 41 条第 2 項）

②地域的慣習による催しに伴う焼却その他の規則で定める焼却。（条例施行規則第 41 条第 3 項）

例：農作業や林業に伴う焼却や、屋外レジャーにおいて通常行われる焼却。また宗教上の行事のために必要な焼却等。



「例外に関しても、周辺的生活環境に

影響を及ぼさないよう気をつけましょう！！

屋外焼却行為の制限

【燃やしてはいけないもの】



- (1) 合成樹脂
- (2) ゴム
- (3) 木材（伐採木及び木の枝を含む。）
- (4) 油脂類（鉱物油及び有機溶剤を含む。）
- (5) 布
- (6) 紙

※いずれも設備基準に適合する焼却施設を用いない場合。

（条例施行規則第 41 条）

ごみは燃やさずに適正に処理しましょう！！

剪定枝等の処理方法 （※事業者は対象外 ルールを遵守した処理をお願いいたします。）

- ① 茅ヶ崎市資源分別回収協同組合へ電話により予約制収集を依頼（無料）※通話料金は発生します。
☎467-57-1166 受付時間 8:15～17:00 月～金（年末年始を除く）
- ② リサイクル施設（株）都実業グリーンリサイクル茅ヶ崎営業所：赤羽根 3895）へ直接持ち込み（無料）
受付時間 7:00～12:00, 13:00～18:00 月～土（年末年始・GW・お盆を除く）
- ③ 環境事業センターへ直接持ち込み（有料）
☎467-58-4299 受付時間 9:00～11:45, 13:00～16:30 月～金（年末年始を除く）

※剪定枝等の処理についての問い合わせ先は、資源循環課【0467-82-1111（代表）】又は環境事業センター【0570-005-383（ナビダイヤル）】まで



お問い合わせ

茅ヶ崎市 環境部 環境保全課 環境保全担当
TEL 0467-82-1111 内線 (1231～1233)



神奈川県生活環境の保全等に関する条例（抜粋）

（屋外における焼却の制限）

第 49 条 **何人も**、燃焼の際排煙又は悪臭を発生するおそれがある合成樹脂、ゴム、木材その他の物で規則で定めるものを、屋外において焼却してはならない。ただし、次に掲げる焼却については、この限りでない。

（1） 規則で定める焼却施設を用いる焼却

（2） 地域的慣習による催しに伴う焼却その他の規則で定める焼却（規則で定める物の焼却に限る。）

2 前項第 2 号の焼却を行う者は、**周辺の生活環境に影響を及ぼすことのないように努めなければならない。**

3 知事は、第 1 項の規定に違反して焼却を行っている者に対し、焼却の中止を命ずることができる。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（抜粋）

第 41 条（屋外における焼却の制限）

2 条例第 49 条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める焼却施設は、別表第 5 の 2 の規制基準に適合する焼却施設とする。

別表第 5 の 2 の規制基準に適合する焼却施設

廃棄物焼却炉に係る設備基準

1 一次燃焼室、助燃バーナーを備えた二次燃焼室及び通風を調整できる設備又はこれらと同等以上の効果を有すると認められる方法を講じた設備を設置すること。

2 炉内温度計を設置すること。

3 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく廃棄物を焼却できるものであること。

4 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。）。

また、1 時間あたりの焼却能力が 2 0 0 kg 以上、又は火格子面積が 2 m²以上の焼却炉は、1 から 4 に加えて、集じん装置入口温度計、酸素濃度計及び一酸化炭素濃度計並びにそれらの記録装置を設置すること。

3 条例第 49 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める焼却は、次に掲げる焼却とする。

（1） 農林業者（日本標準産業分類に定める農業、林業（管理、補助的経済活動を行う事業所（01 農業）（園芸サービス業に係るものに限る。）及び園芸サービス業を除く。）を営む者をいう。）が、自己の農業又は林業の作業に伴い行う焼却であって軽微なもの

（2） 日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの

（3） 屋外レジャーにおいて通常行われる焼却であって軽微なもの

（4） 教育活動の一環として通常行われる焼却であって軽微なもの

（5） 地域的慣習による催し又は宗教上の儀式行事のために必要な焼却

（6） 消火訓練に伴う焼却

（7） 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却

4 条例第 49 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める物は、第 1 項第 3 号、第 4 号（前項第 6 号に掲げる焼却に限る。）及び第 6 号に掲げる物とする。※（下線該当部分は、表面の【燃やしてはいけないもの】に記載されている（3）（4）（6）に当たる。）

条例の遵守をお願いします



☆焼却中止の命令に違反した者は「2 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金」の罰則が適用される場合があります。

☆廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、全ての廃棄物の焼却が禁止されています。

（ただし、一部の例外を除きます。）

令和 4 年 1 月作成